



小規模事業場の事業主や労働者の皆様へ

地域産業保健センター をご利用ください

50人未満の事業場を対象に地域窓口をご用意し、事業主やそこで働く人を対象に、保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。※事前予約（電話・メール・FAX等）必要。

※利用は年に2回まで

①健康診断結果について医師の意見聴取 (様式1-1、7)

医師等による診断区分の決定		
診断区分（一例）		
異常なし	要観察	要医療

所見あり



健康診断の結果についての医師等からの意見聴取※2（法第66条の4）		
就業区分	内容	就業上の措置の内容
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

- ★健診後3か月以内に行う必要があります。
- ★ご利用回数に限りがありますので、まとめてお申込み下さい。
- ★「健診結果個人票送付名簿」を健診結果と併せて提出をお願いします。



①・②・③申込み様式
「健康相談・面接指導
利用申込書」
(様式1-1)

(様式7)

「健康相談記録票」

※各申込みで追加資料
をお願いしています。

②労働者の健康管理相談（メンタルヘルスを含む） (様式1-1、7)



健康診断結果で主な検査項目等に異常の所見があった労働者や、メンタル不調のある労働者に対し医師又は保健師が相談・指導を行います。

※メンタルヘルス不調の診断を行うものではなく、生活指導や職場復帰の注意事項等の助言を行います。

③個別訪問による保健指導・職場巡視などの実地相談 (様式1-1、3、7)



医師、保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、健康管理や健康づくりのための健康講話、メンタルヘルス対策等の保健指導、作業環境管理・作業管理のための職場巡視など、総合的な助言・指導を行います。

申込み様式3:「産業保健活動記録票」



④長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導



長時間労働者＝月80時間を超える時間外労働や休日労働

高ストレス者＝ストレスチェックの結果

で面接が必要と判定され本人が希望した場合、医師が面接指導を行います。

★80時間未満の時間外労働労働者や、ストレスチェックの結果を受けて本人が希望した場合も、保健師による面接指導を行うことが可能です。

申込み様式4:「労働時間等に関するチェックリスト」
申込み様式5:「ストレスチェック実施状況報告書」
申込み様式6:「面接指導結果報告書及び事故措置に係る意見書」

(様式4～7のうち、該当する必要書類を提出)

(様式4)

(様式5)

長時間労働者の面接指導は様式4のみ、高ストレス者の面接指導は様式4・5両方が必要



県センターでは、**治療と仕事の両立支援**や
メンタルヘルス対策、転倒・腰痛予防対策
等の**個別訪問支援**も行っています。
広島産保センターHPへお申込み下さい

(<https://www.hiroshimas.johas.go.jp/>)



地さんぽへの
申込み・ご利用
の流れ



ご利用・ご相談は
すべて無料!



①申込み様式をダウンロード



②申込み様式に記載し、管轄地さんぽへ提出
(原則メール、もしくは来所提出をお願いします)



③受付後、各地さんぽの
コーディネーターよりご連絡をいたします。

・健康経営の取組み支援
・高齢労働者対策
・健康づくりのための健康講話
...など

保健師が訪問し、相談に応じます。お気軽にご相談下さい。



★各種申込みに応じた必要な追加書類の提出をお願いしています。

(詳細は表面・HPで確認を)

管轄の地域産業保健センター（**地さんぽ**）をご利用下さい。

※事前予約必要



名 称	対象地域	電話番号
広島地域産業保健センター	広島市中区・東区・南区・西区、安芸区、佐伯区、東広島市（三原圏域を除く）、安芸郡	082-503-3737
呉地域産業保健センター	呉市、江田島市	0823-22-2326
福山地域産業保健センター	福山市（府中圏域を除く）	084-926-9601
三原地域産業保健センター	三原市、竹原市、豊田郡、東広島市のうち安芸津町、河内町、福富町、豊栄町	0848-62-0467
尾道地域産業保健センター	尾道市、世羅郡	0848-23-2277
三次地域産業保健センター	三次市、庄原市、安芸高田市	082-224-1361
広島北地域産業保健センター	広島市安佐南区、安佐北区、山県郡	082-873-7960
府中地域産業保健センター	府中市、神石郡、福山市のうち、芦田町、駅家町、新市町	0847-45-0313
佐伯地域産業保健センター	廿日市市、大竹市	0829-20-0032



独立行政法人労働者健康安全機構

johas

広島産業保健総合支援センター

さんぽセンター



TEL : 082-224-1361 FAX : 082-224-1371 ✉ info@hiroshimas.johas.go.jp